

令和5年度第2回岩手県障害者施策推進協議会 議事録

1 日時

令和6年2月8日（木）15時30分～17時

2 場所

エスポワールいわて3階特別会議室

3 開催方法

参集及びオンライン

4 出席者

【委員】14名中 11名出席

穂積千恵子 委員

狩野徹 委員

久保田公宜 委員（オンライン）

石井恵子 委員

齊藤悦郎 委員（オンライン）

菊池靖代 委員

伊藤昇 委員

高橋幸子 委員

阿部徳乃 委員

高橋真紀子 委員

野崎芳宏 委員

【事務局】

松村達 保健福祉部副部長

日向秀樹 保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

内舘健介 // ころの支援・療育担当課長

高橋伸也 // 障がい福祉担当課長

内藤和宏 // 主任主査

田代圭子 // 主任主査

野田武寛 // 主任

千田友輝 // 主事

【PC要約筆記者】

本館千夏子

鈴木美緒子

【手話通訳者】

田代志津子

佐々木咲子

5 傍聴者

一般 0人

報道 0人

〈会議録〉

1 開会

○事務局

それでは皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和5年度第2回岩手県障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は障がい保健福祉課障がい福祉担当課長の高橋です。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は公開で開催しております。御了承のほどよろしくお願いいたします。

会議の成立についてですが、当協議会の委員14名中、御出席の委員は11名で、岩手県障害者施策推進協議会条例第4条第2項の規定による半数以上の成立要件を満たしており、会議が成立したことを御報告申し上げます。

初めに、会議に先立ちまして松村保健福祉部副部長から挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○松村保健福祉部副部長

岩手県保健福祉部副部長の松村でございます。

本日は部長の野原が所用のため、私が出席させていただいております。お許し願いたいと思います。

まず、本日は御多忙のところ、本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様には日頃から本県の障がい者施策につきまして、御指導、御協力を賜っております。あらためて感謝を申し上げたいと思います。

本年1月1日、能登半島沖地震が発生いたしまして、1ヶ月あまり経ちました。

お亡くなりになられた200名を超える方々の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、本日御参集の皆様のほか、関係機関、団体の御協力をいただきながら、東日本大震災津波の被災県としてできる限りの支援に努めていきたいと考えてございますので、こちらにつきましても御協力をいただければと考えてございます。

さて、私ども県では、間もなく始まります令和6年の2月県議会定例会におきまして、言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例を提案する予定でございます。

この条例の趣旨でございますが、手話が言語であるという認識のもとで、手話を使用しやすい環境の整備、また手話を必要とする人を含むすべての方々の共生社会の実現に寄与したいという趣旨となっております。

また、今年度、現行のプランが最終年度となります岩手県障がい者プランのうち、先日

の第1回の本協議会において御意見をいただきました障がい者計画について、12月から1月にかけてパブリックコメント及び地域説明会を行いました。

そうした意見を踏まえて、現在、最終案の取りまとめを進めているところでございます。

このプラン中、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定める障がい福祉計画につきましては、市町村計画を精査、集計の上、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。

本日の会議におきましては、先ほど申し上げました、言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例について、また、岩手県障がい者プランのパブリックコメント結果等について御報告を申し上げ、協議をさせていただきたいと考えてございます。

委員の皆様には限られた時間でございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げて御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員照会

○事務局

次に委員の皆様を御紹介申し上げます。

(名簿順に委員を紹介)

次に県の職員を御紹介いたします。

(松村副部長ほか職員を紹介)

4 議事

それでは議事に入ります。

条例第3条第2項の規定により、会長が会議の議長となることとされておりますので、この後の進行は狩野会長にお願いいたします。

なお、本日は、要約筆記の方が出席されておりますので、発言の際は「委員の〇〇です。」

「事務局の〇〇です。」と名乗った上で御発言くださるようよろしくお願いいたします。

また、極力ゆっくりとしたペースでお話いただきますよう、重ねてよろしくお願いいたします。

それでは狩野会長よろしくお願いいたします。

○会長

狩野です。早速、議事に入らせていただきます。

議事の(1)言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1により説明

○会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。リモートで御参加の委員の皆様はいかがでしょう、よろしいですか。

ありがとうございました。それでは次に進みます。

それでは次に議事の（２）岩手県障がい者プラン（障がい者計画）最終案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料２により説明

○会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問や御意見がありますでしょうか。

それでは、私の方からひとつ質問をさせていただきます。

１月１日に大きな災害がありましたけれども、様々な報道等を見ておりますと、障がいのある方々が不便な思いをされている印象を持っています。

そのことで、何か御意見が出てきたとか、岩手県は東日本大震災津波の被災県ですが、その時と違ったことが出てきているのか等、事務局で受けている印象など教えていただけないでしょうか。制度は出来てきておりますが、現実なかなか上手く回っていないところがどうしてもクローズアップされてしまうので、どのような御意見が出ているのかお伺いしたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局

はい。

今般の能登半島地震におきましては、障がい者の方々がどこに避難をし、どこで生活をしていくのかということが問われたものだと思っております。

状況をお聞きいたしますと、例えば、福祉避難所として指定をしていた施設があったとしても、その施設のハード面が被災をしたというのが１点。それから、福祉避難所を運営していただく方が被災し、参集できなかった状況があったと私どもの方でもお聞きをしております。

本県も、今後、例えば沿岸部でまた地震等の心配もあるところがございますが、その避難所自体が適切なのか、或いはどうやって避難をさせるのかということにつきましては、障がい担当の私どもと防災を担当しております県庁で言いますと復興防災部などとも協議をしていかなければいけないと考えております。

もう１つは、避難の実施主体は市町村という整理になっております。

その市町村で要援護者をきちんと把握できているのか、避難所が確保できているのかということがこれから問われることになっておりますので、こういう点につきましても、全体的な見直しや連携なども必要だと認識をしております。

もう一方で、例えば人工呼吸器などの生命維持装置を装着されている障がい者の方々もいらっしゃるかと思います。そのの方々については石川県では搬送等うまくできたと聞いておりますが、自分のところだけ実施できるか等、これから検証をしていかなければいけないと思いますし、情報収集をしながら整理をしていきたいと考えております。答えになっ

ていないかもしれませんが感想も含めてということでございます。

○会長

ありがとうございました。

大きな災害が起きて初めて気づくこと、やはり毎回毎回あるような気がします。

ちょうど今、計画を見直している期間なので、少しでもあれば、ぜひ検討していただければと思ったところです。ありがとうございました。

あと委員の皆様いかがでしょうか。感想でも構いませんがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、この後、質問など何かありましたら事務局の方に連絡すれば、それなりの対応していただけるということでよろしいでしょうか。

その御質問や御意見を踏まえて、岩手県の障がい者プランにつきましては、この後最終案でまとめて頂ければと思います。

次に議事（3）岩手県障がい者プラン（障がい福祉計画）素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料3により説明

○会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問ありましたらお願いします。

それでは、私のほうから ICT の活用というところになると思いますが、最近のいわゆる生成 AI は非常にレベルが高く、うまく使うと障がいを持った方々にとっても便利となり、非常に良い情報提供ツールだと思います。しかし、どうしても悪用をする人、いわゆる詐欺など何か気づかずに危ないところに入ってしまうなど、違ったレベルの問題が出てくるような気がしております。

今の段階では予想がなかなか難しいところですが、おそらく当事者の方々からというよりは一般の人達から問題が出てきて、それが障がいの方や高齢の方に広がってくるかと思っております。その辺に関して、今の時点で方向を決めるのは難しいかもしれませんが、検討される可能性があるかなど教えていただけないでしょうか。

○事務局

資料3-1で障がい者等による情報の取得利用、意思疎通の推進ということを新規で盛り込みました。情報アクセシビリティ法の成立にも対応した新規の記載としておりますが、先ほどお話にありました ICT の活用については、これまで人手を介した意思疎通支援をメインにやって参りました。視聴覚障がいの当事者の方々からは、引き続き、人による対面での意思疎通支援というのが原則であるという御意見をいただいております。

私どもも対面での意思疎通支援に係る人材の確保をきちんとやっていきたいと思っておりますが、一方でそのような人的資源を補完する形で、ICTを活用した意思疎通支援のあり

方ということについても調査研究して参りたいと思っており、今年度については、視聴覚障がい者情報センターにおいて視覚・聴覚の障がいに対応した ICT を利用した意思疎通支援機器の展示会を開催いたしました。

このような利便性に着目した利用促進や御紹介をする一方で、先ほどお話ありました悪用の可能性や、或いはそもそも ICT 機器というものを障がい者の方々にいかに円滑に利用してもらえるかというところについては、意思疎通支援だけではなく権利擁護の観点からも、そういう課題については検討して参りたいと思います。どうもありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。委員の皆様から、何かないでしょうか。

はい、伊藤委員さんお願いします。

○伊藤委員

育成会では色々な事業を行っておりますが、東日本大震災津波の関係では沿岸地域に対して様々な働きかけをしたり、意見を聞いてきておりますが、団体加入者が高齢でお亡くなりになられていたり、集まる手段もなく、市町村や社会福祉協議会に行ってお願ひしても、なかなか実現できていないものもあります。

そういった中で、石川県で大地震が起きまして、岩手でまだ復興には至っていない矢先に大変だと思っております。沿岸部の元気を取り戻すために集まりを持とうと思ひ、色々やっておりますが、未だに復興の傷が戻らない。ぜひ計画の中に意思の疎通とかですなそういったものを取り上げていただきながら、私どもも活動したいと思っているところです。

13 年経過しましても復興の目途が立っていない状況もございますので、私どももがんばりますが、ぜひ県でも御支援いただきたいと思っているところでございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

○事務局

育成会の会長さんからの御意見がありました。

年月の経過や個人の意識の変化によって、それぞれの団体の皆様の活動のあり方とか実際の活動状況が変わってきていると私どももお聞きしております。

地域全体で障がいをお持ちの方々を支援していくということについては、行政のみならず、団体の皆様やボランティアの方々のお力を借りて進めていくことが重要だと思っておりますので、私どももこれから団体の皆様など、コミュニケーションを取りながら進めていきたいと思ひます。

それから先ほど個別避難計画の関係で少しお話をさせていただきましたが、なかなか市町村も厳しい体制の中で業務に当たられているので、手が回らないというのが実状ではないかと思ひます。

ただ、やはり不安がある、或いはこういう部分を助けて欲しいとか、自分では避難先を見つけられないのでぜひお願ひしたいということで、当事者の方々や保護者の方々から、市町

村等行政に働きかけていくことも必要ではないかと考えておりますので、積極的な行動を併せてお願いしたく思っております。

○会長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

他の委員の皆様はいかがでしょう。はい。お願いします。

○高橋委員

資料3の6について、必須事業の下から3つ目に相談支援従事者主任者現任者研修とありますが、おそらく主任者だけの中身ではないかと思っておりますので、確認をお願いしたいと思っております。

もう1点が資料3の1の3の②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、花巻でも自立支援協議会の中で話題にはしているのですが、どう進めようかというところもあるので、県としての御支援をいただきたいと思っております。

精神障がいの方が病院から退院するにあたって、地域の支え手の育成も大事ななと思っておりますので、精神障がい者地域移行地域生活支援関係者研修というのを県で実施があると思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり近年実施がないというところで、できればフォローアップの研修を開催していただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長

はい。ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

○事務局

はい。資料3の6につきましては、おっしゃる通り相談支援従事者主任者研修ということで、訂正したいと思います。

次に、資料3の2、にも包括の関係でございます。

まず、精神障がいの関係について全国のお話について申し上げますと、法律の改正に伴いまして令和6年4月から市町村が精神障がいをお持ちの方、またそのような課題をお持ちの方の相談を一義的に受け付けるという形に変わるということ、また、心のサポーターの養成を進めましょうということで、講師の養成研修は今年度に国研修がありまして、来年度から県でそのサポーターの養成研修を開催し、地域で精神障がいをお持ちの方に対して支援をする仕組みをさらに整えていこうという流れがございます。

にも包括の関係につきましては、県では整っている地域でモデル事業をやりつつ、保健所と市町村に相談させていただきながら事業を進めており、地域によって難しい部分があると担当から聞いておりましたが、地域で精神障がいをお持ちの方とかそういった課題を抱えている方がお困りにならないよう、にも包括の取組を進めていきたいと考えておりますので、是非、御協力いただければと思ひます。

次に、研修の関係ですが、開催する予定とおりますが、今年度は法改正に関する事務が錯綜しており、年度末に開催する予定でございます。具体的に、どういう形で、いつということこ

ろまで申し上げられないのですが、開催する予定でございましたので、追って情報提供させていただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、また気づいたことあれば事務局にお話いただくこともあるかと思うので、御対応をお願いします。

また、いくつか意見が出たかと思しますので、この辺も踏まえ、計画をまとめていただければと思います。

こちらの方で予定している議事は全て終わりましたので、事務局の方に進行をお返しします。

○事務局

狩野会長をはじめ、委員の皆様大変ありがとうございました。

次に次第5その他ですが、事務局の方からは特に御用意しておりません。

せっかくの機会ですので、この際、委員の皆様から何か御発言等ございましたらば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

岩手県障がい者プランにつきましては、本協議会の御意見等も踏まえ、最終案として取りまとめ、書面にて後日報告させていただく予定で考えております。

よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第2回岩手県障害者施策推進協議会を終了いたします。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。